

| | |
|---------------------------------|---------|
| 第5回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会 | 資料 1 |
| 令和元年6月20日 | |

眼の水晶体の等価線量限度について 第4回までの検討会の議論

第4回検討会までの議論について(まとめ)

1. 意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて
防護眼鏡等の放射線防護の強化、猶予措置の必要性、健康確保措置の強化の3つの論点について検討が必要。

防護眼鏡等の放射線防護の強化について

- 防護眼鏡等の放射線防護の強化について、関係者へのヒアリングにより、防護眼鏡等の開発に要する期間を確認することが必要。
- 教育・研修について、労働安全衛生マネジメントシステムなどの取組を着実に進め、事業者が安全衛生管理体制を確立することが適当。

猶予措置の必要性について

- 一般的な医師については問題ないが、地域医療が守られるとのエビデンスやトップレベルの医師についての情報が提供されるまでは、一律に引き下げることは妥当でなく、調査して示すことが必要。
- 医師法における応召義務と安衛法における危険防止措置・健康障害防止措置との関係性を整理することが必要。

健康確保措置の強化について

- 十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性がある労働者に対して、電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断における健康診断の項目の省略は認めないことが適当。

第4回検討会までの議論について(まとめ)

2. 緊急作業者に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

○ 意見具申どおりとすることが適当。

3. 除染等業務に係る眼の水晶体の等価線量限度を意見具申どおりとすることについて

○ 意見具申どおりとすることが適当。

4. 眼の水晶体の等価線量を算定するための実用量について

○ 意見具申どおりとすることが適当。

意見具申どおり眼の水晶体の等価線量限度を見直すことについて

- 十分な放射線防護を行っても、なお高い被ばく線量を眼の水晶体に受ける可能性のある労働者に関する実態調査について
(フィージビリティ検証及び質的評価に係る結果)
- 防護眼鏡等の開発に要する期間について
- 医師法・医療法と労働安全衛生法の関係性について